



福岡医発第 2959 号（地）
令和 7 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書き込み相談窓口
開設のお知らせ

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、先般、日本医師会において、医療機関に対するインターネット上の悪質な書き込み（誹謗中傷等）に関するアンケートを実施されたところです（令和 6 年 10 月 3 日付福岡医発第 1849 号（地）文書参照）。

上記のアンケート結果を踏まえ、令和 7 年 1 月 31 日に「日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書き込み相談窓口（日医ペイハラ・ネット相談窓口）」（以下、「日医ペイハラ・ネット相談窓口」）を開設された旨、本会に対して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【日医ペイハラ・ネット相談窓口について】

日医ペイハラ・ネット相談窓口の詳細につきましては、下記日本医師会メンバーズルームをご確認ください。

●日医ペイハラ・ネット相談窓口【会員限定メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/patienth/>

※上記相談窓口のページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

（１）相談窓口概要

インターネット上での悪質な書き込みを含むペイシェントハラスメント全般について相談できます。

（２）相談受付方法

ＷＥＢフォーム・電話（電話受付時間：平日 9 時～18 時）

※相談窓口開設初期は、問い合わせが集中する可能性があり、電話が繋がりにくい場合がございます。そのような場合は、WEBフォームのご利用をご検討ください。WEBフォームでのお問い合わせにつきましては、回答までにお時間を有する場合がございますが、受付は確実にされておりますので、回答をお待ちいただければと思います。

(3) 利用対象者

日本医師会会員

会員が開設・管理する医療機関の医療従事者

会員が開設・管理する介護サービス施設・事業所の従業員

(4) 費用

無料でご相談いただけます。

以上

日医発第 1834 (情シ) (法安)
令和 7 年 2 月 4 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

**日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書き込み相談窓口
開設のお知らせ (周知依頼)**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 9 月 24 日付 日医発第 1082 号 (情シ) (法安)「医療機関に対する SNS 等の書き込み (誹謗中傷等) に関するアンケートについて (周知依頼)」にて、医療機関に対するインターネット上の悪質な書き込み (誹謗中傷等) に関するアンケートを実施させていただきました。ご協力いただき、誠にありがとうございます。

上記のアンケート結果を踏まえまして、令和 7 年 1 月 31 日に「日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書き込み相談窓口 (日医ペイハラ・ネット相談窓口)」(以降「日医ペイハラ・ネット相談窓口」と記載) を開設いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【日医ペイハラ・ネット相談窓口について】

日医ペイハラ・ネット相談窓口の詳細につきましては、下記日本医師会メンバーズルームをご確認ください。

●日医ペイハラ・ネット相談窓口【会員限定メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/patienth/>

※上記相談窓口のページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

(1)相談窓口概要

インターネット上での悪質な書き込みを含むペイシェントハラスメント全般について相談できます。

(2)相談受付方法

WEB フォーム・電話（電話受付時間：平日 9 時～18 時）

※相談窓口開設初期は、問い合わせが集中する可能性があり、電話が繋がりにくい場合がございます。そのような場合は、WEB フォームのご利用をご検討ください。WEB フォームでのお問い合わせにつきましては、回答までにお時間を有する場合がございますが、受付は確実にされておりますので、回答をお待ちいただければと思います。

(3)利用対象者

日本医師会会員

会員が開設・管理する医療機関の医療従事者

会員が開設・管理する介護サービス施設・事業所の従業員

(4)費用

無料でご相談いただけます。